

3-4 日本学術会議改革要綱

1982年10月
日本学術会議

I 改革の基本的前提

- (1) 独特な性格の国の機関であること
- (2) 政府から独立して職務を行う機関であること
- (3) 日本の科学者の内外に対する代表機関であること
- (4) 公選制を基盤とし重層構造性を備えていること
- (5) 組織・運営上総合性を有すること
- (6) 実質上、科学者の自主的組織として機能していること

II 改革の重点

1. 職務の明確化
2. 会員のあり方
3. 会員退出制度
4. 部制、専門別制
5. 内部諸機関の組織・運営
6. 研究連絡委員会
7. 國際学術交流
8. 予算・事務局
9. 科学者との結びつきの強化
10. 他の学術関係機関等との関係

I 改革の基本的的前提

日本学術会議は有権者たる科学者により選挙された会員によって組織された（日本学術会議法第7条、第17条）「日本の科学者の内外に対する代表機関として」、「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させる」（同、第2条）という目的のために「(1)科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、(2)科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」（同、第3条）という職務を政府から独立して行う国の機関である。

日本学術会議の組織、運営の改革に際しては、これらの法による規定並びにそれに基づく創設以来の活動の歴史のなかで打ち出されたその基本的性格、特色、存在理由が改めて確認されなければならない。すなわち、この基本的性格と特色を貫徹、發揮し、目的、職務を遺憾なく遂行するためには、いかなる組織、運営上の欠陥があるかを究明し、是正の方向を打ち出さなければならない。これは改革の基本的的前提であり、角を矯めて牛を殺すような無思慮な態度は厳に戒めるべきである。

改革の基本的的前提となるべき本会議の基本的性格、特色、存在理由は以下の6点に要約することができる。

- (1) 独特な性格の国の機関であること。
- (2) 政府から独立して職務を行う国の機関であること。
- (3) 日本の科学者の内外に対する代表機関であること。
- (4) 公選制を基盤とし重層構造性を備えていること。
- (5) 組織・運営上総合性を有していること。
- (6) 実質上、科学者の自主的組織として機能していること。

これらは相互に関連し合って一体をなし、本会議の基本的性格、特色、存在理由をつくり出しているものである。

[説明]

(1) [独特な性格の国の機関であること]

本会議は法律に基づいて設置されている国の機関であって、内閣総理大臣の所轄のもとに置かれ、その経費は国庫により負担されていながら、しかも政府の指導監督を受けることなく独立してその職務を行うという独特な性格の国の機関であるこの基本的性格は堅持さるべきである。

次に本会議が国の機関でなければならないとするとき、しばしば提起されるのは現存する他の科学技術関係機関との職務の重複論である。

なるほど現存の科学技術関係機関と本会議とは設置法の法文に関する限り、その職務が競合関係にあるように読める点が少くない。しかし、その職務を遂行する主体、また職務遂行上の立場や視点は質的に異っている。すなわち、本会議は将来の科学・技術行政について先見的・長期的視野に立ち、行政に密着することなく、大局的見地から提言を行い、また広く科学者、学・協会等の意見を直接反映し得る機関である。したがって、人類社会の福祉とわが国の発展を目標とする、科学・技術の進歩のために、現存の諸機関と相互補完的に国にとって不可欠な職務を行うものである。

現代社会における科学・技術の役割、影響力の巨大化、国の科学・技術行政の重要性の増大の中で、科学・技術政策に対して科学者、技術者の意見を反映させる必要は不可欠になってきている。これに対し、本会議は前述の職務を達成するために、政府に対し勧告・答申し、行政への反映、渗透を期待するのである。

国の重要な科学・技術政策に現存諸機関と相互補完的に提言するためには、本会議は行政に対する独立性を有する国の機関でなければならない。

(2) [政府から独立して職務を行う機関であること]

本会議は国の機関でありながら、政府の指揮、監督を受けることなく独立して所与の目的、職務を遂行することを基本的特色としている。この点も他の科学技術行政組織（審議機関を含む）と異なるところであるが、この特色

職務を行う本会議のような特殊な機関を創設し維持してきた日本は、きわめて先見的であったといえよう。また、国家行政組織の枠組みの中に、本会議のような独特な國の機関を有することは、國の科学・技術行政の健全性を保障するうえで諸外国にはるかに勝る特色である。政府がこの特色を活用し、他方本会議もその責務を果たすことこそ眞の國益に寄与するゆえんである。

ただし、この独立性は、以上に記したような根源から発するものであって、法の規定があるからといって、これに安住するなどという態度はとてはならない。職務の遂行が「科学者の総意」を体して行われてはじめて、それは科学者から支持されることになり、政府も國民もこれを尊重するという結果になるはずである。「独立性」はこのようにして貫徹されるものと理解すべきである。

(3) [日本の科学者の内外に対する代表機関であること]

本会議はまた、日本の科学者の内外に対する唯一の國の機関であることを特色としている。むろん、他の行政省庁の審議会等にも多数の有能な科学者が参加しており、また、栄誉機関である日本学士院の会員はすべて傑出した科学者である。しかし、これらの科学者はその学識、能力、業績等により個人の資格において委員や会員になっているのであって、日本の科学者を組織的に代表している訳ではない。

これに反して、本会議は日本の科学者を内外に対して代表しうる組織であり、そのような組織として科学に関する重要事項を審議し、勧告等を行い、また、国際、国内の研究連絡に当たるという職務を自主的に遂行しているのである。例えば、本会議は現在43の国際学術団体に分担金を支払って加盟しているが、これは日本の科学者の代表機関という資格においてである。

もしも本会議がなくなれば、日本の科学者はその代表機関を失うことになり、その結果、科学の発達を図り行政、産業、国民生活に科学を反映させるための公的なルートをなくし、また、国際的な科学者社会における地位を低下させことになろう。これは、科学者にとってはもちろん、國の科学・技

術行政の立場からも重大なマイナスである。科学者の代表機関としての本会議の存在理由は堅持されねばならない。

(4) [公選制を基盤とし重層構造性を備えていること]

本会議の会員は他の省庁の審議会等の委員などと違って、政府から任命されるのではなく、一定の資格を認められて登録された科学者（有権者）の直接投票によって選出されている。この会員の公選制は本会議を「日本の科学者の内外に対する代表機関」たらしめる最大の特色であり、非任命制は独立性の制度的保障である。

だが、科学の各専門分野がますます細分化し、また、学際化も進む中で、本会議が日本の科学者の内外に対する代表機関として、科学者の総意の下に審議や研究連絡等の職務を遂行するためには、公選されたわずか210名の会員だけでは不十分である。この欠陥を補っている最重要的内部組織が研究連絡委員会（「研連」）という独特な組織である。現在予算上認められている59の「研連」には、人文、社会、自然各分野の約1,200名の第一線の科学者が関係学・協会からの推薦、選出等に基づいて委員として委嘱されて加わり活動している。

このほか、各分野の学・協会との緊密な連携、協力を保持するための「登録学・協会」制度（現在約450）が設けられ運用されている。これらの「研連」は国際、国内の研究連絡、関係分野の研究、将来計画の策定を任務とし、総会への提案権も保障され、本会議が加盟する各国際学術団体に対応するナショナル・コミッティーとして機能している。

言い換れば、本会議は210名の会員のほか多数の「研連」委員によって重層的に構成され、運営されているのである。本会議の重層構造性という特色である。

このように、公選制と重層構造性とはあいまって、各分野の科学者の英知を最も民主的に、公正に、かつ組織的に結集し集約するための制度的特色を生み出している。

(5) [組織・運営上総合性を有すること]

本会議の構成は人文、社会、自然諸科学の全分野にまたがるという総合性をもっており、この総合性は諸外国のアカデミー、カウンシル等にもほとんど類例を見ない本会議のユニークな特色である。

科学の向上発達を図り、科学を行政、産業、国民生活に反映浸透させるという目的に即しつつ審議を行うに当たって、本会議は、この総合性により、①人文、社会、自然の全領域にまたがる視野に立ち、諸科学の調和ある発展という見地から、総合的なアプローチをすることができ、②また、他の省庁及びそれらの審議会等が行政目的や管掌範囲に制約されるのに反して、本会議は自由な立場から総合的に科学・技術政策について審議し、批判や提言などをすることができる。

(6) [実質上、科学者の自主的組織として機能していること]

本会議は制度上は国の機関でありながら、その実態は、人文、社会、自然諸科学各分野の国際、国内学術団体（学・協会）と結びついた科学者の自主的組織（いわば非政府機関）として機能することを最大の特色としている。

このような組織は、日本の他の科学技術行政組織にはもちろん、諸外国にもほとんど類例がない。以上は本会議の存在理由の最大のものであって、したがって国際、国内の科学者組織、また、広汎な各分野の科学者との結びつきが無くなったり、弱まったりすれば、本会議の存在の意義は失われ、あるいは滅殺されよう。

Ⅱ 改革の重点

1. 職務の明確化

本会議の目的、職務（法第2条、第3条）は基本的に堅持する。しかしながら、審議、研究連絡の両職務をあらためて以下のように明確化する。

(1) 審議活動

審議活動をあらためて以下のように明確化する。

- ⑦ 科学の発達に資する本分に立ち、同時に科学の社会に及ぼす影響について深く配慮しつつ、科学的見地に立って審議する。
- ① 先見的、総合的、長期的視野に立って将来の科学・技術政策について提言を行う。
- ⑨ 「縦割り行政」に陥りがちな科学・技術行政に対して大局的見地からの提言を行う。
- ⑩ 学・協会、科学者等の意見を集約、反映できるような運営をするとともに、必要に応じ学・協会、科学者等に対して提言、見解等を示し、理解と協力を求める。

(2) 研究連絡活動

研究連絡活動の基盤である研究連絡委員会については、別項6のごとく、その地位の確立、組織・運営の拡充強化を図る。

国際的な研究連絡活動については、政府諸機関が実施している業務との重複・競合を避け、本会議独自の役割を充実、強化するため、別項7のごとく、その任務等について改革する。

2. 会員のあり方

(1) 望ましい会員像

会員は①科学者の代表機関の構成員であるとともに、②その職務上、個別専門分野のみならず諸科学全体の発達を図り、また行政、産業、国民生活に科学を反映浸透させる目的のため、科学者の総意の下に、審議と研究

連絡に当る責任を有する。

したがって、会員は以下の諸点を具えることが望ましい。

- ⑦ その専門分野で国内的・国際的にすぐれた業績を有するもの
- ① 自己の専門分野のみでなく他の分野の科学にも関心をもち理解に努め、科学の全般的発展のために総合的視野に立って、科学政策を審議しうる能力、見識をもち、責任を果す意欲を有するもの。
- ⑥ 科学者、とくに有権者と結びついてその意向や要望を汲みあげ、これを本会議の諸活動に反映させるよう努力するもの。
- ⑤ 科学者としての良心と本会議創設の精神、日本学術会議法、科学者憲章に基づいて適正な活動を行うもの。

会員選挙に際してはこの「望ましい会員像」が有権者に広報され、適切な会員が選出されることを期待する。)

(2) 会員の待遇の保障

会員の活動の活発化のために必要な保障をする。

3. 会員選出制度

1 会員の選出制度は有権者の直接選挙によることを原則とする。ただし、定数のおよそ三分の一について、コオプション(co-option)制を加味した推薦制を採用する。

[註] ここでコオプション制とは当選会員が他の会員を選挙によって選出する制度のことをいう。

[説明]

- (1) 「試案」でうたっている直接選挙制の原則をあらためて確認する。その理由は次のとおりである。
 - ⑦ 代表の選出の仕方として選挙制が最も望ましい制度であることは、民主主義の原則である。
 - ① 科学者の代表としてだれがふさわしいかを判断しうるのはもとより科学者自身であり、個々の科学者の判断は選挙による以外測定しえない。

い。

- ⑦ 科学者の多数の支持がなければ代表の機能を果たしえないが、多数の支持があるか否かも選挙による以外測定しえない。
- ⑧ 代表が選挙によって選ばれるということが他の審議機関に見られない本会議のみが持つ重要な特質であり、この原則が守られなければ本会議の存在理由もまたありえない。また選挙制は本会議の独立制を保障する制度としても重要である。
- ⑨ 科学者との直接的むすびつき、科学者の関心の度合いという点からみても直接選挙制は最適な方法である。
- ⑩ 創設以来30数年にわたって日本の科学者は代表を自らの手で選出する権利を有してきたのであるから、この長年にわたる権利を有権者たる科学者の意見を聞くことなく、一方的に奮うことは問題である。
- 以上の理由により、直接選挙制の原則は、これを堅持する。
- (2) しかしながら会員定数のすべてをこの原則のみによって選出することにも問題があるので一部については他の選出制度を併用することが妥当である。その理由は次のとおりである。
- ⑪ 選挙制は、多数の科学者の支持を測定する制度であるが、他面、少数者の意見が反映されないことも、この制度に必然のことである。科学の世界では、科学者の数が少なくてても、重要な分野があり、これら少数者の分野の意見が反映されないときには、科学の諸分野の調和ある発展をめざす本会議の活動に支障を来すおそれもある。少数者分野の保障という課題は専門別制の工夫によつてある程度達成されるが（専門別の項目参照）たえず発展し、新しい領域が出現する科学の世界においては、それだけではなお不十分であり、選挙制度以外の選出制度を工夫する余地がある。
- ⑫ どのような部制・専門別制をとるにしても、現代の科学において重要な複合領域・学際領域の代表を選挙制度だけで保障するのは困難である。（この種の代表を選出する仕組みとして選挙を前提とし部・專

門にかかわらない一般票を設ける案、研連を活用する案等も検討したが、技術的に困難である)。

- ⑦ 国内外の学術団体との対応は本会議の重要な仕事であるが、重要な学術団体の役員等で選挙制度によってカバーしえない科学者に会員になつてもらう必要のあるものに道をあけることが望ましい。特に国際学術団体の役員は当該団体において自主的に決定される場合があるので、これとの調整をはかる必要も生じうる。
- ⑧ 選挙制度は立候補制(推薦候補制を含む)を前提とするが、会員であるのにふさわしい人がすべて立候補するとは限らないので、この点を是正する必要がある。また地域的片寄りの是正をもあわせて配慮する。
- (3) 選挙以外の選挙制度に当てる会員の定数は、およそ三分の一とするのが妥当である。その理由は次のとおりである。
- ⑦ これらの新しい選出制度の採用は、選挙制度を否定したり、あるいはそれに代わるべきものではなく、選挙制度を前提とし、それによってカバーしえない会員適格者を選出する趣旨のためのものであるから新しい選出制度に当てる会員の定数は、全体の調整に必要な限度にとどめるべきである。
- ① 上述の会員定数があまり少ないと場合には、改革の意義が失われる。他方この定数があまり多い場合には、本来の選挙制度の趣旨がそこなわれる。全体の定数の三分の一以上の定数を認めることは、選挙制度の補充という意義を超えて、選挙制度そのものの変質をもたらしかねない。
- ⑦ 選挙にあたり、専門別等を考慮して会員を配置するならば、現行定数を前提とする限り少なくとも各部最低20名くらいは当選会員を確保する必要がある。
- (4) 新しい制度として、当選会員の意見に基づいて他の会員を決定する純粋コオプション(copoption)制と当選会員の意見が反映されない純粋推薦制とが考えられるが、それぞれ一長一短がある。

⑦ コオプション(co-option)制の長短

- a. 長所としては間接的ながら有権者の意思に根拠を置いており選挙制の原則に近いこと、また選出団体が当選会員であるから制度的に明確単純であることがあげられる。
- b. 短所としては、これが選挙制度の一種の変形である以上選挙制度によってカバーしえない会員の選出という趣旨に適合的でないこと、場合によっては選挙制の短所が増幅されるおそれがあることがあげられる。

⑧ 推薦制の長短

- a. 長所としては、上述のコオプション(co-option)制の短所を克服しうる点において選挙制度によってカバーしえない会員の選出制度としてはコオプション(co-option)制より合理的であることがあげられる。
- b. 短所としては、選出母体(選考委員会、推薦委員会)をいかにつくるかについての合意の形成が困難であることがあげられる。本会議が政府から独立した機関である以上、この選考委員会を政府の任命制(実質)とすることは全く考えられないで、あらかじめ一定の機関・組織の代表によって構成しておく必要があるが、当選会員の意見が全く反映されない場合には、当選会員と推薦会員との間に運営上支障を生ずるおそれもありうる。

(5) 以上、純粹コオプション(co-option)制も純粹推薦制もそれぞれ一長一短があるので両者のそれぞれの長所をとり、短所を棄てるような制度の仕組みを考える必要がある。すなわち、当選会員の意見だけで決めるのではなく、また、逆に当選会員の意見と全く無関係に決めるのでもなく、当選会員の意見とそれ以外の外部の機関・組織の代表者の意見とが共に反映されるような選考委員会をつくる必要がある。これがコオプション(co-option)制を加味した推薦制の併用の理由である。

具体的には、たとえば次のような案が考えられよう。

[A案] 当選会員が当該会員以外で構成する選考委員会の委員を派出し、
その委員会に会員の補充を一任する案。

[B案] あらかじめ法律によって学術関係諸組織の代表者による選考委員会を定めておくが、その中に一定の比率で当選会員の代表を入れるという案。

[C案] 当選会員の代表とあらかじめ法律によって定められた学術関係諸組織の代表との協議による案。

[註 1] 上述のほかにもよい案がありえようが、いずれにしてもどのように選考委員会をつくるかについては、本会議の意見だけでなく、広く外部の意見を聞いて決定する必要がある。

[註 2] いずれの案をとるにしても、まず第一段階で当選委員が決定し、第二段階で推薦会員が決定し、その上で正式に新しい期が発足することになるから、当選の決定と新しい期の発足との間には、現行よりも長い期間（例えば 6 ヶ月）が必要である。

(6) 推薦会員には、各部の見地からみて必要な会員と、部の枠を超えた全体の調整から必要な会員がある。推薦の基準を考える段階で、それらを配慮し、両者の配分の適正を期する。その際、各部同数の原則にこだわる必要はない。

2 有権者登録を促進すると共に、有権者の資格を現行制度より厳格にする。

[説 明]

(1) 現在の実態は、一方において有権者たるべき第一線の研究者が登録しておらず、他方において研究者でなくなっている者が引き続き登録している。前者の登録を促進し、後者の登録を抑制することが望ましい。促進のためには関係機関、関係学・協会の協力が不可欠である。

(2) 有権者の資格については次のように改める。

⑦ 現行の資格要件について「大学卒業後 2 年以上の者」を廃止し、「研究歴 5 年以上の者」に一本化する。

- (1) 現行で認められている口頭の業績報告は原則として認めないこととする。
- (2) 再審査における現行の広範な除外規定について見直し、除外事例を厳しくする。
- (3) 外国人、とくに定住外国人を有権者とするかどうかの問題については、国全体の政策とも関係があるので、将来の課題として関係政府機関と協議する。

3 地方区選挙を全国区選挙と別個に行う現行の選挙方式を改め、一本にまとめるが、地方区からも会員の当選を保障する。

〔説明〕

- (1) 地方区選挙の存廃については、会員や有権者内部でも意見は分かれている。それゆえ両者の意見を調整し、地方区独自の選挙を廃止するという点では廃止論の意見を入れると同時に、地方区組織活動に支障ないよう地方区所属会員の当選を保障するという点では存続論の意見を入れることにする。
- (2) 具体的にはたとえば次の案が考えられよう。立候補段階で全国区と地方区の区別をせず、すべての立候補者は専門別、地方区別の所属を明らかにして立候補する。投票者は従来どおり全国区2票、地方区1票を入れるが、全国区と地方区について、同一人物に投票することを妨げないことにする。当選の決定に当っては全国区の定数を一応選び特定の地方区からの会員が含まれていない場合には、当該地方区の立候補者を繰り上げ当選とする。
- (3) 上記地方区とは必ずしも現行地方区のことではなく、地方区の区分については、今後なお検討の余地を残す。